論説

プライバシーとの関係における憲法13条の要請

The Requirements of Article 13 of the Constitution of Japan in the Context of Privacy

海野　敦史*

要　　旨

憲法13条は、その前段で客観的法規範としての個人の尊重の原理を規定し、個人としての尊厳と人格的自律の確保を求める一方、その後段で公権力による制約を原則として受けないことを確保するに足りる内容を備える権利としての幸福追求権の「最大の尊重」と「公共の福祉」とのバランスの確保を公権力に要請している。各人のプライバシーとの関わりにおけるこれらの要請の具体的な内実として、「私生活領域に対する不当な介入の統制」及び「私的情報の不当な取扱いの統制」が挙げられる。それらの裏返しとして、各人においては、「私生活領域にみだりに介入されないことに対する権利」及び「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」が主観的権利として保障され得る。しかし、これらは、「自己情報」の収集・取得、利用・分析、開示・提供といった取扱いの各過程に当人の「コントロール」が及ぶことを想定した自己情報コントロール権を承認するものではない。かかるコントロールが物理的にほぼ不可能であり、憲法上保護される「自己情報」の射程を的確に画定することが困難となりつつある今日において、自己情報コントロール権を憲法13条に基づく基本権とは位置づけがたい。もっとも、憲法13条に基づく幸福追求権は、個別的基本権に対して補充的に適用されるため、個別的基本権の解釈論的分析なしに、前述の主観的権利を「プライバシーの権利」と位置づけることは早計である。

ABSTRACT

The first paragraph of Article 13 of the Constitution of Japan (hereinafter “Article 13”) stipulates the principles that all people are respected as individuals, which requires the public authorities to ensure individual dignity and personal autonomy. The second paragraph of Article 13 requires that public authorities strike the right balance between the supreme consideration of the right to the pursuit of happiness and ensuring public welfare. In the context of protection of privacy, these requirements prevent governments from excessively intervening in the sphere of individual private lives and from handling personal information in an undue manner. Thus, the right not to be interfered with in the sphere of individual private life and the right to protection of personal information by public authorities will be ensured as subjective rights under Article 13. However, these rights differ from the rights to control self-information, which presuppose the control over a variety of information handling processes including collection, analysis and disclosure of information. Given that it is almost impossible for people to physically control their self-information in this age and that it is difficult to properly delineate the range of self-information, the rights to control self-information cannot be regarded as a fundamental right under Article 13. In the meantime, it should be noted that the right to the pursuit of happiness is supplementary to other respective fundamental rights. Thus, it is too early to conclude that the foundation of the right to privacy is in Article 13 without analyzing other articles to stipulate fundamental rights relevant to privacy in the Constitution of Japan.

* Atsushi UMINO

1　序論

日本国憲法（以下、「憲法」という）に基づき保護されるプライバシーについては、学説上、憲法13条に基づき「自己情報のコントロール」を保護法益とする「プライバシーの権利」が保障されるとする考え方（以下、「自己情報コントロール権説」という）が通説化している[1]。ところが、これに対しては、情報通信への依存度が高まっている近年、批判的見解が相次いで提示されている。同説の自己決定的な要素は「自己情報」の不当な取扱いを防止するための手段にとどまることなどから、自己情報コントロール権説はその名称においてミスリーディングであるとする見解はその典型である[2]。

一方、近年の判例は、憲法 35 条の保障対象に「住居、書類及び所持品」に準ずる「私的領域」に「侵入」されることのない権利（以下、「私的領域不侵入確保権」という）が含まれるとしつつ、「個人のプライバシーを侵害し得るもの」と位置づけるGPS 捜査の無令状での実施について、「私的領域への侵入を伴うもの」であって「令状がなければ行うことのできない処分」に該当すると説いている[3]。これに対しては、私的領域不侵入確保権がプライバシーの保護をその主眼とするものであれば、憲法 13 条から導かれる「プライバシーの権利」との関係が明らかにされるべきであるという旨が指摘されてきた[4]。

このような状況を踏まえ、憲法 13 条とプライバシーとの関わりが改めて問われている。そこで本稿は、この問題について、主な学説・判例を参照・整理しつつ、憲法解釈論の観点から若干の考察を加えることを目的とする。なお、文中の意見にわたる部分はもっぱら筆者の私見であり、その所属組織の見解とは一切無関係である。

2　自己情報コントロール権説の問題点とその部分的修正の可能性

自己情報コントロール権説については、少なくとも、以下の理論上の問題点を抱えている。第一に、自己情報に対する「コントロール」が及ぶ具体的な範囲が不明確である[5]。実際、公権力の監視能力の増大に対応して、各人が自己情報を「コントロール」し得る範囲は必然的に伸縮し得る。

第二に、同説は人格的自律との関わりの深い「プライバシー固有情報」の保護を重視する一方、それ以外の「プライバシー外延情報」については公権力による取得、利用等を広範に認めているが、両情報の憲法上の保護の程度は一律的に決せられるものではない。判例も指摘するとおり、「プライバシー外延情報」に相当する「個人識別等を行うための単純な情報」も、「取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるもの」となるからである[6]。

第三に、憲法上の保護が予定される「自己情報」の具体的な範囲が不明瞭である[7]。特に、公権力の監視能力の増大に対応して、保護が求められる情報の範囲は拡大の一途をたどるおそれがある。その場合、どこまでの個人情報が実際に保護される「自己情報」（特に、プライバシー固有情報）なのか、また具体的にどの程度の保護が認められるのかを一義的に確定することが困難となり得る。

これらの問題点を踏まえ、近年、プライバシー外延情報の保護の重要性を認識しつつも、なお自己情報コントロール権説の基幹的な思想を堅持する観点から、同説に部分的な修正を加える試みが提起されている。例えば、プライバシー固有情報とプライバシー外延情報との間にもう一類型設けることを提案する一方、公権力による情報の取得等に対する同意に関する「決定権としてのコントロール」と、当該情報の開示請求や利用停止請求等を認めるという意味での「チェックとしてのコントロール」とを区別しつつ、後者の対象を基本的にプライバシー固有情報に限定する見解[8]はその典型である。

しかし、この見解による場合、プライバシー固有情報については個人の人格的自律との結びつきが堅持され、プライバシー外延情報についてはそれから切り離されるという「中途半端」なこととなり得る。実際、この見解について、「親密な人間関係とプライバシー外延情報とを連続的に構成する理解から離れている」と指摘されている[9]。そうであれば、プライバシー外延情報がなぜ憲法 13 条に基づき「プライバシーの権利」の一環として保護されるのかを的確に説明することが困難となろう。

これらの各点にかんがみれば、憲法 13 条の趣旨に関しては、プライバシーの保護に関わる公権力の行為の統制に対する客観法的要請を基軸として端的に捉えた方が合理的であるように思われる。この点について、次節で敷衍する。

3　プライバシーの保護に対する憲法 13 条の要請

3.1　憲法 13 条の規定の趣旨

前節での考察に照らせば、問題の本質は、自己情報コントロール権説が根ざす人格的自律に対する思想から全面的又は部分的に離脱してまで「憲法 13 条に基づく自己情報コントロール権」を解釈論上維持する意義がどこまであるのかということになろう。この点について、憲法 13 条の趣旨を整理したうえで、当該規定に基づく幸福追求権の保障の具体的な内実（プライバシーの要素はこれに含まれるのか）を追究しつつ、考察する。

憲法 13 条前段は、個人の尊重の原理を定める。これは、通説的な理解のとおり、憲法の基本原則として、すべての基本権はもとより、あらゆる法秩序に妥当する客観的法規範であり[10]、「公共の福祉」が確保される範囲内においてのみ妥当するものではないと解される。

もっとも、一部の有力な学説においては、この原理について、「公共の福祉」に基づく制約を一切受けない「切り札」としての権利の存在を宣言したものと解されている[11]。仮にそうであれば、当該原理の妥当する範囲が、結果的に特定の私生活領域等の狭い範囲に限定され得るが、かかる帰結を支える合理的な理由は乏しい。むしろ、個人の尊重に対する要請は、広範な局面で妥当し、その中で必然的に他人の利益や公共の利益との関わりを有すると捉えることが合理的であろう。

公権力が個人の尊重に対する要請を充足するうえでは、各個人の尊厳をめぐる衝突に対応する必要性に直面することも予定される[12]。そのため、かかる衝突等を適切に調整する観点から、通説の説くとおり、人格的な要素を加味しつつ個人の尊重の原理を理解することが必要となる。すなわち、憲法13条前段にいう「個人」とは、単なる各人の個性ではなく、人格的自律の存在を意味するのであって[13]、他人の利益を不当に害するような個性までをも尊重することは求められていない。個人の尊重の原理は、（後述する幸福追求権とは異なり）「公共の福祉」に基づく制約になじみにくいし[14]、少なくとも明文上かかる制約の可能性が規定されていないからこそ、人格的な要素を伴って理解することが不可欠となる。判例も、憲法 13 条前段の規定について、「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したもの」と説いている[15]。したがって、各人の個人としての尊厳とその人格的自律を確保することが、当該規定の要請であると解される。

一方、憲法13条後段は、幸福追求権を規定し、その「最大の尊重」を要請するとともに、それに際しての「公共の福祉」の確保を公権力に命じている。周知のとおり、幸福追求権の法的性質については、かねてより人格的生存にとって不可欠な権利のみを保障するものと解する見解（以下、「人格的利益説」という）[16]と、一般的な行為の自由を保障するものと解する見解（以下、「一般的自由説」という）[17]とが提示されている。両見解は対立しているようにみえるが、それらから導かれる具体的な帰結にはさほど相違がないと指摘されている[18]。

幸福追求権として保障される自由は、個人の尊重の原理が人格との関連で理解されることとは異なり、人格的生存（人格的自律の存在）にとって不可欠な権利のみを内包するものではないと考えられる。なぜなら、何が「人格的」であるかは客観的に究明されるのに対し、「幸福」は主観的利益に関わるからである[19]。すなわち、幸福追求権の保障は、客観的にみて非人格的な利益であっても、その追求に対する自由が確保されることを予定すると解される[20]。それゆえ、各人が自らの幸福を追求する領域に対して原則として公権力の不当な介入を受けないことを保障することが、幸福追求権の土台である。

しかし、このことは、幸福追求のためであればいかなる行為も自由であるということを意味しない。個人の尊重の原理との関係を踏まえ、少なくとも他人の利益を不当に害する行為の自由までをも包含するような解釈は成り立ち得ないからである。もっとも、幸福追求権には「公共の福祉」に基づく制約が明示的に予定されていることから、「自由」それ自体の範囲を厳密に特定する実益は乏しい。それゆえ、幸福追求権として保障される自由については、他人の利益を不当に害する行為を含めた一般的な行為の自由すべてではなく、公権力による制約を原則として受けないことを確保するに足りるほどの「最大の尊重」の対象にふさわしい内容を備えるものとして捉えられる[21]。

以上を踏まえ、憲法13条後段の規定は、公権力による制約を原則として受けないことを確保するに足りると認められる行為の自由に対する権利を幸福追求権（主観的権利）として保障するが、同時に、当

該権利の「最大の尊重」と「公共の福祉」の確保とのバランスを図る必要性に照らし、当該行為の制約を含めたさまざまな公権力の行使が恣意的に行われないことを客観法的に要請していると解される[22]。すなわち、当該規定は、主観的権利を保障する側面と客観的法規範を定立する側面とを共存させている。

このとき、憲法13条後段の幸福追求権を定める規定と個別の基本権に関する規定（以下、「個別基本権規定」という）との相互関係が問題となる。この点については、学説上、幸福追求権が「包括的基本権」として個別の基本権に対して補充的に適用されるということ（補充的保障性）にはほぼ争いがない[23]。問題となるのは、幸福追求権を定める規定及び個別基本権規定の位置づけであるが、両規定は一般法と特別法との関係（法条競合）に立つと解する学説が有力である[24]。その場合、「特別法」としての個別基本権規定が幸福追求権に対して常に優先的に適用され得る。しかし、両規定は相互に矛盾する関係にはない。それゆえ、幸福追求権と個別の基本権との関係については、基本法と具体化法との関係のように捉え[25]、包括的基本権としての幸福追求権を措定しつつ、具体的な基本権は個別基本権規定により類型化され、又は幸福追求権自身により補充的に具体化されると解することが妥当であろう。

3.2　憲法13条後段におけるプライバシーの位置づけ

以上のように憲法13条の趣旨を捉えた場合、同条においてプライバシーはどのように位置づけられるのであろうか。自己情報コントロール権説の下では、自己情報コントロール権が幸福追求権の一環として保障されると考えられている。しかし、同説の抱える前述のさまざまな問題点にかんがみれば、これをそのまま受容することは困難である。

これに対し、私生活領域において公権力による制約を原則として受けないことを確保するに足りると認められる行為の自由という意味での「私生活上の自由」の一環として、各人のプライバシーが保護されるという側面も考えられる。これは、前述のとおり、一次的には公権力の行為を客観的に統制するものであるが、私生活領域における一定の行為の自由を主観的権利として保護する可能性を排するものではない。そこで、かかる統制及び権利の具体的な内実が問題となるところ、以下の各点が考えられる。

第一に、公権力による私生活領域に対する不当な介入の統制である。これは「空間系プライバシー」として捉えられる側面であり、私生活が営まれる場所に着目した古典的な「私生活秘匿権」としてのプライバシーの捉え方に親和的である。その裏返しとして、「私生活領域にみだりに介入されないことに対する権利」が主観的権利（幸福追求権）として保障され得る。判例が「私生活上の自由」の一環として、みだりに容ぼう等を「撮影されない自由」を観念するのも、かかる意味での主観的権利として捉え得る。

第二に、公権力による個人情報その他の私的な情報（以下、「私的情報」という）の不当な取扱いの統制である。これは「情報系プライバシー」として捉えられる側面である。その裏返しとして、「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」が主観的権利として保障され得る[26]。判例が「私生活上の自由」の一環として、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を観念するのも、かかる主観的権利として捉えることができる。これは、自己情報コントロール権説の思想に近似するようにみえるかもしれないが、①人格的自律との関わりの程度に応じて私的情報の保護の程度が大きく変わることは想定されていない、②公権力による私的情報の取扱いに対する客観的な統制に主眼があり、当人による当該情報の統御までをも認めるものではない、といった点において大きな径庭がある。

自己情報コントロール権説の実質的な意義については、(ｱ) プライバシー概念が本来有していた空間的な制約を相対化すること、(ｲ) 私生活上の事実のみならず、「自己情報」の収集、利用、開示等のあらゆる処理過程に当人による統御を認めること、にあるとされている[27]。同説が幸福追求権の保障を通じて当該統御を認める背景には、各人が人格的自律の存在であるためには、プライバシーが「他者に対して自己を開いたり閉じたりする能力を確保するために保障されてしかるべき」[28]という思想がある。かかる思想に基づき、自己情報コントロール権説は、人格的存在としての個人においてプライバシーが確保された環境の下では、一定の事項について自律的な判断が保障されるという連関を体現したものと考えられる。

しかし、このことは、自律が確保されて初めてプライバシーが保障されるのではなく、プライバシー

が保障されることにより自律が確保され得るという関係を示すものにすぎない。自律はプライバシーそれ自体ではなく、プライバシーの機能的な効果にすぎず、何が自身にとってのプライバシーかということは個人によって異なり得る。それゆえ、「私生活上の自由」としてのプライバシーは、自己情報コントロール権説の下で想定されるプライバシーとは異なり、当人の自律に関わりなく客観的に保護されるものと解される。換言すれば、憲法13条後段におけるプライバシーは、人格的自律の確保のあり方とは切り離されて保護される。

したがって、憲法13条後段は、「プライバシーの権利」を個人の人格的自律にとって不可欠な権利として保障しているのではなく、公権力による私生活領域への不当な介入を抑制するとともに、私的情報の取扱いが恣意的に行われないことの確保を客観法的に要請し、それらの裏返しとして、「私生活領域にみだりに介入されないことに対する権利」や「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」を主観的権利として消極的に保障するものと言える。そして、前述の「コントロール」や「自己決定」の機会の確保の困難性等にかんがみると、「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」は、当該情報が公権力により不当に取り扱われないことを超えて、それを当人が統御することを予定した権利（自己情報コントロール権）として主観化し得るものに至ってはいないし[29]、また至る必要もないと考えられる。今日の社会において、公権力による私的情報（一定のプライバシー固有情報を含む）の利用は、行政運営上一定の範囲で必要となる行為であって、当人のコントロールに全面的に委ねることになじまないからである。包括的基本権としての幸福追求権の「最大の尊重」と「公共の福祉」の確保の必要性とのバランスを図る中で、公権力による私生活領域への過度な介入の防止や私的情報の取扱いの適正化を図ることが、プライバシーとの関わりにおける憲法13条の要請の核心である。

かかる考え方は、判例の考え方にもおおむね整合的であろう。判例は、前述のとおり、憲法13条に基づく「私生活上の自由」を承認し、同条の保護法益に「個人のプライバシーに属する事実」に関するものが含まれることは肯定する一方、自己情報コントロール権を同条から導かれる憲法上の権利として承認してこなかったからである。しかも、当該自由及びその一環としてのプライバシーの保護をめぐる判例の所論は、個人情報を集積したデータベースの管理の適正性の確保等を指向する客観法に対する違反の審査に近似するということが指摘されている[30]。

仮にすべての個別基本権規定がプライバシーの保護と無縁であれば、当該保護を憲法上根拠づけるために、憲法13条から「私生活領域にみだりに介入されないことに対する権利」や「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」を幸福追求権の一環として導出のうえ補充的に適用し、これらを固有の基本権として定位する余地が生じ得る。かかる前提に立つ限りにおいては、学説が、憲法13条から自己情報コントロール権としての「プライバシーの権利」を導いたことにも一定の理由があるということになろう。

しかし、前述の憲法13条の要請の核心に照らせば、同条から自己情報コントロール権を導く解釈は過剰包摂と言わざるを得ない。幸福追求権は人格的自律と切り離される必要があるうえに、当該権利は自己情報のコントロールやその取扱いに対する自己決定をくまなく保障するものではないからである。そこで、憲法13条後段の解釈を再構成することにより「プライバシーの権利」を定立し直すという解釈論上の道筋も考えられ得る。前述の「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」等を憲法上の「プライバシーの権利」として位置づける可能性がその典型である[31]。

ところが、幸福追求権の補充的保障性を踏まえ、「個別的基本権が妥当する限りその基本権の適用に努め、安易な13条への逃避には十分気をつけなければならない」[32]とされている。それゆえ、個別基本権規定の検討を行わないままにかかる再構成を図ることは、正鵠を射たアプローチではないと考えられる。

このとき、判例が私的領域不侵入確保権を導く根拠条項となった憲法35条1項の規定が、プライバシーの保護を求める個別基本権規定の候補となり得る。憲法35条1項に基づく権利にプライバシーの保護の趣旨が含まれているということは、学説・判例上の共通認識となっているからである[33]。もっとも、当該権利については、刑事手続及びそれに準じた行政手続の局面に限って適用されるという考え方が有力であるが[34]、刑事責任の追及を前提としない通常の行政手続においてもプライバシーが害される

可能性があることを踏まえ、そのような手続にも適用されるという見解も提示されている[35]。判例も、憲法35条1項の規定に関して、刑事責任の追及を目的としない手続が当然に当該規定の保障の枠外にあるわけではないという旨を示しつつ[36]、「所持品について捜索及び押収を受けることのない権利は憲法35条の保障するところであり、捜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害する」と説き[37]、多様な公権力の行使に際して憲法35条1項に基づく権利が保護される必要性を示唆している。したがって、基本権としての「プライバシーの権利」を追究するうえでは、憲法13条の解釈の再構成よりも、憲法35条1項の解釈論の再検討が先決となろう。

4　結論

憲法13条は、その前段において客観的法規範としての個人の尊重の原理を規定し、個人の尊厳と人格的自律の確保を求める一方、その後段において幸福追求権の「最大の尊重」と「公共の福祉」の確保とのバランスを図ることを公権力に要請している。幸福追求権は、人格的自律の存在にとって不可欠な権利に限らず、公権力による制約を原則として受けないことを確保するに足りる内容を備える権利を包括する。

これらの要請の具体的な内実として、「私生活領域に対する不当な介入の統制」及び「私的情報の不当な取扱いの統制」が導かれる。そして、両者の裏返しとして、各人においては、「私生活領域にみだりに介入されないことに対する権利」及び「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」が保障され得る。

しかし、これらの権利は、人格的自律との関わりの程度に応じて、「自己情報」の収集・取得、利用・分析、開示・提供といった各過程に当人による積極的な「コントロール」が及ぶことを予定するものではない[38]。他方、幸福追求権は、個別的基本権に対して補充的に適用されるため、個別的基本権規定の解釈論的分析なしに、前述の「私的情報がみだりに取り扱われないことに対する権利」等を憲法上の「プライバシーの権利」と位置づけることも早計であろう。

このとき、個人のプライバシーの侵害は、憲法35条1項から導かれる私的領域不侵入確保権の保障との関係において検討される必要があるように思われる。それゆえ、同条項に基づく権利の解釈論上の再構成を図ることが求められているが、これに向けた検討については他日を期することとしたい。

主要参考文献

青柳幸一（2001）「『個人の尊重』規定の規範性」ドイツ憲法判例研究会編『未来志向の憲法論』57-88頁（信山社）

芦部信喜（1992）『憲法学Ⅰ 憲法総論』（有斐閣）

芦部信喜（1994）『憲法学Ⅱ 人権総論』（有斐閣）

芦部信喜（高橋和之補訂）（2019）『憲法 第七版』（岩波書店）

新井誠ほか（2021）『憲法Ⅱ 人権 第2版』（日本評論社）

海野敦史（2021）「憲法35条1項に基づく権利の保障と令状主義の要請との関係」『情報通信学会誌38巻3・4号』39-50頁

大石眞（2012）『憲法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣）

奥平康弘（1993）『憲法Ⅲ 憲法が保障する権利』（有斐閣）

粕谷友介（1988）『憲法の解釈と憲法変動』（有斐閣）

小泉良幸（2019）「憲法13条論の現在」『憲法研究4号』31-42頁

阪本昌成（1993）『憲法理論Ⅱ』（成文堂）

阪本昌成（2011）『表現権理論』（信山社）

佐藤幸治（2008）『現代国家と人権』（有斐閣）

佐藤幸治（2020）『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂）

宍戸常寿（2017）「個人情報保護法制―保護と利活用のバランス」長谷部恭男編『論究憲法 憲法の過去から未来へ』353-373頁（有斐閣）

曽我部真裕（2018）「自己情報コントロールは基本権か？」『憲法研究3号』71-78頁

曽我部真裕＝山本龍彦（2020）「誌上対談：自己情報コントロール権をめぐって」『情報法制研究7号』128-140頁

高橋和広（2018）「自己情報コントロール権のゆくえ―最高裁は自己情報コントロール権を認めているのか？」大林啓吾＝柴田憲司編『憲法判例のエニグマ』267-288頁（成文堂）

高橋和之（2020）『立憲主義と日本国憲法第5版』（有斐閣）

玉蟲由樹（2013）『人間の尊厳保障の法理―人間の尊厳条項の規範的意義と動態』（尚学社）

土井真一（2017）「第13条」長谷部恭男編『注釈 日本国憲法（2）』63-160頁（有斐閣）

野中俊彦ほか（2012）『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣）

橋本公亘（1988）『日本国憲法〔改訂版〕』（有斐閣）

長谷部恭男（2018）『憲法 第7版』（新世社）

ホセ・ヨンパルト（1999）「人間の尊厳と自己決定権」『法律時報69巻9号』44-46頁

山田哲史（2017）「GPS捜査と憲法」『法学セミナー752号』28-32頁

山本龍彦（2017）『プライバシーの権利を考える』（信山社）

渡辺康行ほか（2016）『憲法Ⅰ 基本権』（日本評論社）

注

1　山本（2017）27-28頁・44頁参照。併せて、土井（2017）117頁参照。

2　曽我部（2018）76-77頁参照。もっとも、この学説は、自己情報コントロール権の基本権性を全面的に否定しているわけではない。

3　最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁参照。

4　山田（2017）28-29頁参照。

5　阪本（2011）73頁・84-89頁参照。

6　最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁参照。

7　阪本（1993）252頁参照。

8　土井（2017）123-125頁参照。

9　宍戸（2017）372頁参照。

10　佐藤（2020）196頁、野中ほか（2012）270頁（野中俊彦執筆）参照。もっとも、個人の尊重の原理から「個人として尊重される権利」なる主観的権利が導かれると解する学説もある（粕谷（1988）84-85頁参照）。これによれば、憲法13条後段の幸福追求権は、「個人として尊重される権利」の例示であるとされる。しかし、幸福追求権を包括的基本権と捉える限り、当該例示と位置づけるにはその射程が広すぎる。また、「個人として尊重される権利」が幸福追求権と区別され得る明確な内実を有するものでない限り、それを特定する実益が乏しいうえに、仮に当該権利が「公共の福祉」に基づく制約に全面的に服さないのであれば、どのように個人間の権利の衝突を調整するのかが不明となる。

11　長谷部（2018）147頁参照。

12　玉蟲（2013）44頁参照。

13　芦部（1994）58頁、佐藤（2008）84頁、渡辺ほか（2016）116頁（松本和彦執筆）参照。これに対し、個人の尊重の原理は「人格」という要素から切り離して理解されるべきであるという旨を説く学説として、玉蟲（2013）38-39頁参照。しかし、仮に非人格的・非理性的な個性も（人格的な個性と同等に）尊重することが求められるとすれば、「公共の福祉」に基づく制約に依存することも困難な中で、公権力において権利・利益の適切な調整を行うことが困難となろう。

14　個人の尊重の原理にも「公共の福祉」に基づく制約が及ぶという解釈も提示されているが（ヨンパルト（1999）45頁）、当該原理が憲法の「核心的価値」として「実質的最高法規性」の重要な根拠となっている中で（芦部（1992）59頁参照）、かかる解釈はその意義を減殺するという旨の批判が提示されている（青柳（2001）73-74頁参照）。

15　最大判昭和23年3月24日裁時9号8頁参照。

16　芦部（1994）339頁・344頁、佐藤（2020）197頁参照。

17　橋本（1988）185頁・219頁、阪本（1993）240頁参照。

18　渡辺ほか（2016）114頁（松本和彦執筆）参照。

19　憲法13条前段に人格的な要素が含まれる以上、同条後段の権利も人格的自律の存在であるために必要な権利を包摂するものという考え方もあり得る（佐藤（2020）196頁参照）。しかし、当該権利は各人の幸福の「追求」に対するものである以上、個人の尊重の原理と密接な関係を有しつつも、それとは区別される包括的な権利であると解され、当該追求の対象から非人格的な要素が排除されるのは不合理である。

20　阪本（1993）239頁参照。

21　土井（2017）107頁参照。

22　新井ほか（2021）46頁（横大道聡執筆）参照。

23　芦部（1994）344頁、佐藤（2020）197頁参照。

24　芦部（1994）344頁、渡辺ほか（2016）117頁（松本和彦執筆）参照。

25　高橋（2020）149頁参照。

26　ある有力な学説は、私的情報その他の個人情報の内容に関する訂正等を求める権利について、「公共の福祉にかなう限りで、憲法13条後段の保護を受ける」と説いている。長谷部（2018）154-155頁参照。これは、幸福追求権の内実に「訂正等を求める権利」という積極的な権利を見いだす点で本稿の立場とは異なるが、「プライバシー外延情報」の憲法13条に基づく保護について、当人の自律的存在からこれを裏づけるのではなく、「公共の福祉」に照らした客観的な保護を指向する点において、注目に値する。

27　土井（2017）117頁参照。

28　奥平（1993）108頁。

29　すなわち、この主観的権利の実体は、当人による「自己情報のコントロール」に対する積極的権利

ではなく、私的情報の不当な取扱いを防御する消極的権利にとどまる。仮にそのような積極的権利が保障されるのであれば、当人による情報の開示範囲等に関する選択に対する利益が他の公共の利益に優位することとなり得るが、情報の利活用が重視される今日において、かかる帰結は必ずしも合理的ではない。

30　高橋（2018）281 頁参照。

31　近年の学説においては、憲法 13 条に基づくプライバシーの権利について、「個人情報の保護を求める権利」ないし「自己情報の適正な取り扱いを求める権利」として捉え直すべきであるとする主張も提示されている。曽我部＝山本（2020）135 頁（曽我部真裕発言）参照。

32　佐藤（2008）294 頁。

33　芦部（2019）257 頁、長谷部（2018）267 頁、前掲最大判平成 29 年 3 月 15 日参照。

34　芦部（2019）257-258 頁、佐藤（2020）361 頁参照。

35　大石（2012）104-105 頁参照。かかる見解が妥当する理由について、海野（2021）44-45 頁参照。

36　最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 巻 9 号 554 頁。

37　最判昭和 53 年 6 月 20 日刑集 32 巻 4 号 670 頁。

38　自己情報コントロール権を情報の取扱いに関する「自己決定」に対する権利と捉えるとしても、かかる自己決定自体が「積極的自由」としての側面を有している。小泉（2019）35 頁参照。

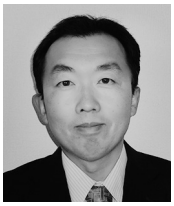

海野　敦史（うみの　あつし）

中央大学総合政策学部兼任講師。総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官。
略歴：1994 年東京大学教養学部卒業。同年郵政省（現総務省）入省。2000 年ケンブリッジ大学大学院修士課程修了（M. Phil.）。2001-2004 年 OECD 事務局科学技術産業局情報通信政策アナリスト。2008-2009 年総務省情報通信政策研究所主任研究官。2009-2011 年長崎大学経済学部准教授。2012-2013 年総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課企画官。2013-2016 年一般財団法人マルチメディア振興センターワシントン事務所長。2016-2018 年国土交通省道路局道路利用調整室長。2018-2020 年総務省行政評価局評価監視官。2020 年 7 月より総務省現職。2021 年 4 月より中央大学現職。
主要著書：『通信の自由と通信の秘密―ネットワーク社会における再構成』（尚学社、2018 年）、『「通信の秘密不可侵」の法理―ネットワーク社会における法解釈と実践』（勁草書房、2015 年）、『行政法綱領―行政法学への憲法学的接近―』（晃洋書房、2011 年）、『公共経済学への招待』（晃洋書房、2010 年）ほか。